

和歌山地区自動車整備協同組合 青年部会 会則

【目的】

第 1 条 本会は、和歌山地区自動車整備協同組合傘下の次代を担う青年を中心とし、夢と魅力のある業界を目指すために、若者の斬新な考え方を組合の運営に反映させると共に各種の事業を通じ、相互の信頼と親睦を密にして、自己啓発と業界の発展に寄与することを目的とする。

【名称】

第 2 条 青年部は、和歌山地区自動車整備協同組合青年部会と称する。

【事務局】

第 3 条 青年部の事務局は、和歌山地区自動車整備協同組合に置く。

【会員の資格】

第 4 条 青年部の会員は、和歌山地区自動車整備協同組合の組合員経営者、その後継者及び経営者が認める者であって、年齢は40歳以下（定年として45歳）である者。
(但し、役員在任中45歳を超えた場合は、役員任期満了日を以って限度とする。)

【事業】

第 5 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種講演会、研修会の開催及び外部との交流会への参加
- (2) 経営の健全化をはかるための各種情報交換及び提供
- (3) 会員相互の交流と親睦のための事業
- (4) 広報活動と社会奉仕活動の実施
- (5) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (6) その他、青年部役員会が必要と認めた事業

【退会・休会・除名】

第 6 条 次の理由があるときは退会又は、休会、除名とする。

(1) 退会 任意によるとき。

(2) 休会 休会届けを役員会に提出し、役員会の承認を得たとき。

但し、休会期間中も会費を納入しなければならない。

(3) 除名 次の各号のいずれかに該当する時は、役員会において出席者の過半数の同意により除名することができる。

①会費を納入しないとき。

②本規約に反し、会員として適当でないと認めたとき。

【権利の喪失】

第 7 条 退会した者、又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、既に納付した金銭その他青年部の資産に対して何等の請求することができない。

【青年部役員の定数】

第 8 条 青年部役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 会計 1名

【青年部役員の任期】

第 9 条 青年部役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。補充のために選任された青年部役員の任期は現任者の残任期間とする。

【青年部役員の選任】

第 10 条 青年部役員は、青年部総会において選任する。

【青年部役員の職務】

- 第11条** 会長は、青年部を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。
 - 3 幹事は、業務を執行する。
 - 4 監事は、会計を監査し、青年部総会においてその結果を報告する。
 - 5 会計は、会計帳簿書類等を適切に処理する。

【顧問】

- 第12条** 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は役員会の議決を経て会長が委嘱する。

【会議】

- 第13条** 会議は総会、役員会及び定例会とし、それぞれ会長が招集し、議長を務める。
- 2 総会
 - (1) 青年部総会は、通常総会及び臨時総会とする。
 - (2) 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、役員会に諮り、会長が招集する。
 - 3 役員会
会長、副会長、幹事及びその他の選任された役員をもって構成する。
 - 4 定例会
青年部は必要に応じ、隨時定例会を開くものとする。
 - 5 部会・委員会
青年部に、必要により部会・委員会を置くことができる。

【議決】

- 第14条** 前条の会議の議決は出席者の過半数の賛成をもって決定とする。
- 但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。また、前条の会議に出席できない会員はあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権行使することができる。
- 2 青年部は、希望する会員に対しては、前条の会議の招集を書面をもってする通知に代えて、電磁的方法により行うことができる。また、会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

但し、電磁的方法により議決権を行使する場合は、会員宛に送付された通知の返信でなければ認めないものとする。

【会 計】

第15条 青年部はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

【事業年度】

第16条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

【そ の 他】

第17条 この規約の定めない事項であって緊急かつ必要な事項は、幹事会で定める。

付 則

この会則は、平成5年5月19日から実施する。

記

平成15年 月 日 一部改正

(第3条、第6条、第7条、第8条、第11条、第13条、第14条)